視点・論点

2026 年 10 月 29 日

ゴルフは課税、テニスは非課税だった ― 物品税の教訓と軽減税率の行き着く先

客員主任研究員（京都大学経済研究所 教授） 宇南山 卓

「水上スキーやゴルフ用具には税金がかかるのに、雪の上で滑るスキーやテニス用具には税金がかからないとか、コーヒーやココアには税金がかかるのに、紅茶や緑茶には税金がかからないとか、パソコンやファミコンには税金がかからないとか」。これは 1988 年 3 月、消費税の導入を目指していた竹下登首相が、国会で当時の物品税の不合理として挙げた例である。関連法案が成立すれば、2027 年 4 月から 2 年間、飲食料品の消費税率は 1%に下がる。店内で食べれば 10%、持ち帰れば 1%である。かつて首相が不合理と認めた線引きを、私たちはもう一度抱え込もうとしている。

物品税は、ぜいたく品とみなした物品を選んで課税する税だった。戦時に始まり、自動車、テレビ、宝石などが対象となり、税率は品目ごとに異なっていた。この税を時代に合わせて適切に運用することは政治的にも行政的にも難しい。1984 年度の税制改正では、ワープロやパソコンなどを課税対象に加える案が出たが、業務用の物品には課税しないという原則に反するとして見送られた。

例外は例外を呼ぶ。1987 年に提案された売上税は、多くの非課税品目を設けた。食料品を非課税としたため、飼料は非課税なのに肥料は課税となった。日刊新聞は非課税なのにスポーツ新聞は課税され、「課税、非課税はクイズもの」と批判された。消費全体に課税する原則だとしても、例外が増えれば物品税の世界に戻ることになる。線引きの不合理は、線を引く人の能力の問題ではなく、線を引く「しくみ」自体から生じる。

この線引きの問題は、消費税導入で断ち切られた。1989 年 4 月、物品税は廃止され、ほぼすべての消費に同じ 3%をかける体系となった。その後の改正で非課税品目が家賃、入学金、社会福祉事業などに拡大されたが、依然として限定的な品目にとどまっていた。IMF や OECD などの国際機関のレポートも、単一税率を採用している日本の消費税の効率性を賞賛し、税率の区別は一度認めると戻すことも抑えることも極めて難しいことに警鐘を鳴らしていた。

それにもかかわらず 2019 年 10 月、低所得者の消費税負担を軽減するための策として、飲食料品と定期購読の新聞に 8%の軽減税率が導入された。物品税は「ぜいたく品を重く」、軽減税率は「必需品を軽く」と向きは逆でも、品目に線を引いて税率を変えるという発想は同じである。

線引きを続けた先は、欧州に見える。欧州の付加価値税は、食料品をはじめ多くの品目に軽減税率を設けてきた。EU 全体では、軽減税率のために本来得られるはずの税収の 1 割強を失っており、その最大の要因は食料品である。軽減は一度入れると戻しにくい。そのため、税収が必要になるたびに引き上げられてきたのは標準税率のほうだった。2009 年から 2016 年に OECD の 25 か国が標準税率を引き上げているが、その多く（17 か国）は EU 加盟国だった。欧州委員会の推計では、軽減税率と見直し可能な非課税をやめれば、税収を変えずに標準税率を約 6 ポイント下げられる（各国の中央値）。軽減の費用は、結局、ほかのすべての買い物にかかる高い税率として払われる。軽減税率の品目や税率差が拡大されれば、経済的にも財政的にも非効率性が拡大する。税率の差は品目間の相対価格を歪め、資源配分を歪め、経済的な効率性を損なう。さらに軽減された分で本則の税率が高まれば、さらなる非効率を生む悪循環となる。

また、境界領域での不平等を是正する必要もあり、制度は複雑化する。政府の大綱は外食事業者について、「外食と中食・内食の税率差による影響の及ぶ業態などを見極めた上で、的確な支援を講ずる」としており、線の外に置かれた業界への配慮が、制度の発足前から始まっている。こうした配慮は業界などの政治力により恣意的に運用されがちで、効率性からも公平性からも大きな問題を引き起こす。

消費税の収入は、法律で年金・医療・介護・子育ての費用に充てると定められている。2012 年の社会保障・税一体改革は、消費税を「勤労世代など特定の者へ負担が集中せず」、あらゆる世代が広く公平に社会保障の負担を分かち合う財源として選んだ。高齢化のなかで社会保障を全世代で支える手段は他にほとんどなく、消費税は重要な役割を果たす。軽減税率の拡大による減収は年 4 兆円を超えると報じられており、その穴を埋める具体策の議論は来年度予算の編成まで先送りされている。

政府は、今回の引き下げを給付付き税額控除までの「つなぎ」と位置づけている。しかし、本当に 2 年後に元に戻せるかの保証はない。元に戻せなければ、政府の選択肢は厳しいものになる。消費税の標準税率を上げれば欧州の道をたどることになり、保険料や所得税で埋めれば負担は働く世代に戻る。2 年後に議論を先送りすることなく、物品税を廃止したときに何を終わらせようとしたのかを思い出す必要がある。

本資料の内容や見解はすべて執筆者個人に属するものであり、株式会社日本政策投資銀行の見解を反映するものではありません。また当行は、掲載されている情報の正確性・確実性を保証するものではなく、本資料の利用に関して生じたいかなる損害について責任を負うものではありません。本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要ですので、当行までご連絡下さい。著作権法の定めに従い引用・転載・複製する際には、必ず、『出所：日本政策投資銀行』と明記して下さい。

＜お問い合わせ先＞
株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所
TEL:03-3244-1890　　E-mail：sesomu@dbj.jp